

第11回旭川市議会議会基本条例検討委員会の結果について

日 時 平成22年5月7日(金) 午前11時30分～15時08分
(昼休憩11時58分～13時08分)

場 所 第4委員会室

協議事項

1 今後の運び(スケジュール, 作業)について

- ・5月下旬の市民説明会では, 4月22日の素案を説明することとし, 4月26日の議員協議会でいただいた意見や指摘事項は, 可能な限り整理し, 市民説明会でも議論のポイントを示していく。
- ・規程等に盛り込むもの, 今までの議会改革で積み残しになったものをある程度, 整理し, 検討委員会として方向付けることとする。

<各委員の主な意見>

- ・今後の運び方について, 4月26日の議員協議会でいただいた意見等を可能な限り整理し, 再度, 議員協議会で協議した後, 市民説明会に臨むべきだ。しかし, 日程を調整しても, 丁寧な対応ができない。
- ・検討委員会で整理できても, 各議員に確認しないものを市民に示すことにはならない。
- ・これらを総合的に判断すると, 市民説明会の前に, 再度, 議員協議会を開催するのは難しい。
- ・市民説明会について, 各会場では受付を設け, 受付名簿に記入してもらった後, 当日資料を配付する。
- ・説明会会場で, 素案に対するアンケートも実施し, 当日回収のほか, 後日, ファクシミリやメールでの提出も可能とする。
- ・役割分担等を含めた準備は, 渉外チームを中心に進める。

<各委員の主な意見>

- ・受付名簿については, 今後の説明会や意見交換会の設定に参考にしたい。
- ・当日来ていただいた市民は, その場で素案を目にすることになるが, その場では読み込む時間が十分ではないので, アンケートで後日も提出可能にする。

2 旭川市議会基本条例(素案)について

- ・平成22年4月22日素案を本市議会の第1次素案とすることを各会派で確認を取る。
- ・4月26日議員協議会でいただいた意見や検討事項等は, 引き続き協議する。

第11回検討委員会状況

NO.1



NO.2

